

## 指定介護予防認知症対応型通所介護 料金表 (令和6年4月改訂)

&lt;サービス提供時間 6～7時間&gt; ※網掛け部分が変更点です

(山波の家)

## 1-① 基本報酬

単位:円

	要支援1	要支援2
サービス利用料金	7,600	8,510
利用者負担金(1割)	760	851
利用者負担金(2割)	1,520	1,702
利用者負担金(3割)	2,280	2,553

## 1-② 基本報酬【サービス提供体制強化加算】

	サービス提供体制強化加算 I (1回につき)
サービス利用料金	220
利用者負担金(1割)	22
利用者負担金(2割)	44
利用者負担金(3割)	66

## 2 加算対象サービス料金

	入浴介助加算 II (1回につき)	科学的介護推進 体制加算 (1月につき)
サービス利用料金	550	400
利用者負担金(1割)	55	40
利用者負担金(2割)	110	80
利用者負担金(3割)	165	120

## 3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

※上記合計金額に10.4%の処遇改善加算及び3.1%の特定処遇改善加算及び2.3%のベースアップ等支援加算を乗じた金額が加わります。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。

## 4 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。

## 5 その他

○契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(これを償還払いと言います)

○居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

○償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。

○感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から6月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。